



いわき市

臨時市長記者会見

令和3年10月14日



いわき市

感染拡大防止

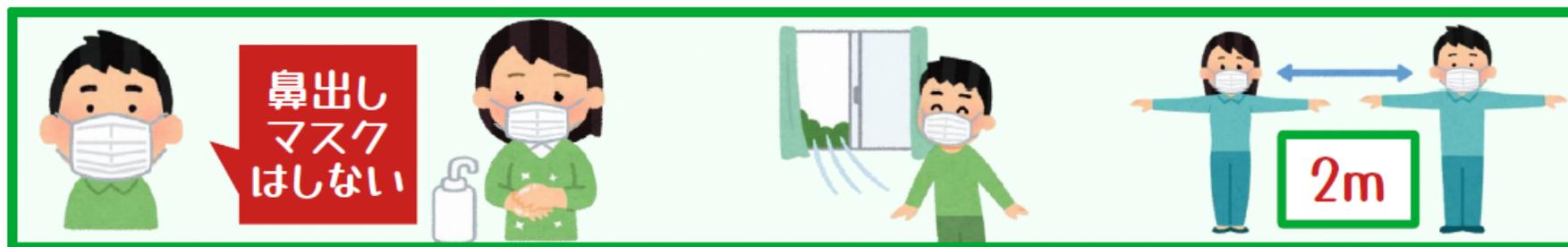
10月11日
(月)より

のための基本対策

市民の皆さんへのお願い

○お問い合わせ いわき市新型コロナウイルス
感染症対策本部 まん延防止対策班 ☎38-5696

①一人ひとり基本的な感染対策の徹底を



②症状がある場合は登校・出勤を控え、早めの受診を かかりつけ医や受診・相談センター(☎0120-567-747)へ相談

③飲食は感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、 いつも一緒にいる人と

④感染拡大地域との不要不急の往来 は控えて



福島県
ホームページ
はこちら

事業者の皆さんへのお願い

対象事業者の登録

100%

を目指します！

- ①「あんしんコロナお知らせシステム」に登録していない事業者の方は、ぜひ登録をお願いします。飲食店の方は「**ふくしま感染防止対策認定店**」にも登録をお願いします。
- ②来店者全員に**QRコード読み込みの呼び掛け、卓上POPの設置**をお願いします。

毎月抽選で5,000人に3,000円

のクーポン券を送付します。

※クーポン券の使用期限は、来年2月15日（火）
（子育て世帯生活支援クーポンは来年3月15日（火））です。



○お問い合わせ
いわき市
緊急経済対策
コールセンター
☎35-6200

新型コロナウイルス感染症クラスター発生時の 情報の公表の考え方

いわき市

令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡など、国や県の考え方を踏まえ、いわき市における新型コロナウイルス感染症クラスター時における情報の公表についての基本的考え方を次のように定める。

1 感染可能性の範囲を把握できていない場合の考え方

クラスターの公表時に、感染者に接触した可能性がある者を把握できない場合に、感染者と接触した可能性のある者を把握するため及び感染者をまん延させないための適切な行動等を個人がとれるようにするため、「不特定多数と接する場所の名称」、「他者に感染させうる行動・接触の有無」等を公表する。

この場合、施設・店舗等からの名称公表に関する同意は必要としない。

(例) 不特定多数の者が参加したイベントでクラスターが発生したが、参加者の連絡先の登録がなく、参加者の追跡が困難な場合

2 感染可能性の範囲を把握できている場合の考え方

クラスターの公表時に、感染者に接触した可能性がある者を把握できている場合には、その旨を公表する（場所の名称等は公表しない）。

（例）学童クラブのクラスターにおいて、感染児童に接触した周囲の児童や保護者等、感染可能性がある範囲を把握できている場合

3 感染原因等の事例の共有の考え方

同業種の施設等に対し、類似のクラスター発生を予め防止するため、感染原因・経路等の事例を共有していくこととする。

(例) 医療機関で予防を厳格に行っているにも関わらず、クラスターが発生したような場合